

# 事業所の新設を予定されている企業の情報を募集します！

## ～宮田村企業誘致報奨金交付制度のご案内～

宮田村では、企業立地の推進により産業振興と雇用の拡大を図るため、新たに事業所を設置しようとする企業に関する情報を広く募集しています。

ご提供いただいた情報にもとづき企業誘致に成功した場合(一定の条件を満たした場合)には、情報を提供いただいた方に対し『企業誘致報奨金』を交付します。

### (1) 情報を提供いただける方

次の方になります。

- ①個人
- ②法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第3号に規定する内国法人、同第4号に定める外国法人及び同第7号に定める協働組合等
- ③上記に掲げる者のほか、企業情報を提供する者として村長が適当であると認めた者。  
ただし、以下のいずれかに該当する方は、情報を提供いただけません。
  - ・未成年者
  - ・誘致対象企業の経営者及び役員並びに当該企業と雇用関係にある者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等、同条第6号に規定する暴力団員、その他暴力団と関係を持ちその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持及び運営に協力し若しくは関与する者
  - ・上記に掲げる者が役員を務める法人
  - ・国又は地方公共団体の長、議員、補助機関の職又はこれに類する職にある者
  - ・上記に掲げるもののほか、村長が企業情報を提供する者として適当でないと認める者

### (2) 提供いただける情報

村に対し提供できる情報は、事業所を新たに設置しようとしている企業の情報とします。

ただし、以下のいずれかに該当する情報は対象外となります。(情報を提供いただいても受理できません。)

- ・既に他の方から村に提供されている企業の情報
- ・既に村が把握し又は誘致交渉を開始している企業の情報
- ・既に村内に事業所を有する企業に関する情報
- ・上記に規定する企業と共同して事業所を設置しようとする他の企業に関する情報
- ・情報の提供を行おうとする者が遵守すべき法令、企業の内部規則その他の規定等に反して提供が行われる情報
- ・著しく信憑性に欠ける情報
- ・その他村長が提供を受けることが適当でないと認める情報

### (3) 企業誘致報奨金

提供いただいた情報にもとづき企業誘致に成功し、新たに設置された事業所が下記の要件に満たす場合に、情報提供いただいた方(以下「情報提供者」といいます。)に対し、下記の額を交付します。

#### ◆要件(全て満たすことが必要です。)

- ①事業所の設置後、1年以上継続してその操業が行われたこと。
- ②情報提供者に、宮田村に納付すべき村税(附帯金を含む)の滞納がないこと。

#### ◆報奨金の額

- ・村民の正規雇用人数が5人以下の企業 50万円
- ・村民の正規雇用人数が6人を超え10人以下の企業 100万円
- ・村民の正規雇用人数が11人を超え20人以下の企業 200万円
- ・村民の正規雇用人数が20人を超える企業 300万円

### (4) 情報提供の方法、報奨金交付までの流れ

別紙「情報提供から報奨金交付までの流れ」をご覧ください

### (5) その他

- ①次に該当する場合は、受理した情報は「無効」になります。
  - ・「情報提供書」の受理日から起算して2年以内に、宮田村への事業所の設置に向けた手続き等の行為が開始されないとき
  - ・「情報を提供いただける方」以外からの情報であること。又は「情報を提供いただける方」以外の情報であることが判明したとき
  - ・「提供いただける情報」以外の情報であったことが判明したとき
- ②報奨金の交付決定後、次のいずれかに該当したときは、報奨金の交付決定を取り消します。
  - ・報奨金の交付を受ける権利を第三者へ譲渡したとき。
  - ・偽りその他不正な手段により報奨金の交付の決定を受けたとき。
  - ・提供した情報が第6条第2項の規定により無効とされたとき。
- ③上記により報奨金の交付決定を取り消した場合で、既に報奨金を受け取っている場合は、報奨金を速やかに村に返還していただきます。

別紙

## 【情報提供から報奨金交付までの流れ】

### ■情報の提供まで

#### (1)「企業誘致情報提供書」の提出

情報を提供しようとする方は、「企業誘致情報提供書(様式第1号)」に必要事項を記載し、対象企業の同意を得たうえで、宮田村産業振興推進室商工観光係へ提出してください。

↓

#### (2) 審査と受理(不受理)決定通知書の交付

「企業誘致情報提供書」を提出いただいたら、村はこれを審査し、受理するかどうかを決定します。(審査にあたり、内容の確認をさせていただきますので対応をお願いします。)

審査結果については「企業誘致情報受付通知書(様式第2号)」により、企業誘致情報提供書を提出いただいた方に対し通知します。

↓

#### (3) 企業との交渉

受理した情報にもとづき、村が対象企業と誘致交渉を行います。

誘致交渉にあたり、原則情報をいただいた方(以下「情報提供者」といいます。)には、交渉状況によってご協力をお願いする事があります。その際には、ご協力をお願いします。

### ■企業誘致報奨金の交付まで

(企業誘致に成功し、「企業誘致報奨金」の交付対象となる要件を満たしたとき

#### (4) 報奨金の交付決定

村は交付要件に該当するかを審査し、報奨金を交付するかどうかを決定します。決定は「企業誘致報奨金支払決定通知(様式第4号)」により情報提供者に通知します。

↓

#### (5) 請求書の提出

上記により交付決定を受けた場合は、「企業誘致報奨金請求書(様式第5号)」に、企業情報受理決定通知書の写しを添えて提出をしてください。所得税源泉徴収後の額を指定された金融機関口座に振り込みます。